

平成 27 年度大学院派遣研修報告書

派遣者番号	26J01	氏名	藏口 暁美
研究主題 —副主題—	「保健室来室許可証」活用と養護教諭の職務及び 生徒の信頼感との関連		
所属校	町田市立堺中学校	派遣先	東京学芸大学大学院

項目	内容
I 研究の目的	<p>近年、中学校において、保健室来室前に職員室などで教員による「保健室来室許可証」（以下より「来室許可証」と表記する）の発行を受けてから保健室を利用する、という許可制を設ける学校が増えてきており、「来室許可証」の活用が注目されている。</p> <p>中学校の保健室では入室を全て許すとたまり場になってしまい病気やけが対応などの職務との兼ね合いが難しくなるなど、保健室がうまく機能しなくなってしまうことも多々あり、「来室許可証」の活用によって、保健室運営を学校全体の問題として考え、保健室を有効に機能させようとしている。</p> <p>しかし、文部科学省の手引によると、養護教諭の職務の特質から、保健室は誰でもいつでも利用でき安心して話ができる場所とされており、許可制の保健室利用によって、養護教諭の職務の特質に影響を及ぼすのではないかと考えた。さらに、「来室許可証」の活用によって、生徒と養護教諭の関わりが制限されることで信頼関係の構築を阻害し、そのこともまた養護教諭の職務に影響を与えてしまう可能性があるのではないだろうかと考えた。</p> <p>しかし、「来室許可証」に関する先行研究はなく、「来室許可証」がなぜ活用されており、活用によって何が起きているのかについては明らかになっていない。そのため、本研究の目的を、①中学校における学校関係者の「来室許可証」活用の認識プロセスと影響要因を明らかにすること②「来室許可証」の活用と、生徒の保健室利用、生徒の保健室および養護教諭に対する認識、生徒の教員・養護教諭に対する信頼感との関連を明らかにすること、とした。</p>
II 研究の方法	<p>本研究は、研究1、研究2の2部構成である。研究1では、半構造化インタビューによる調査を実施し、M-GTA法で分析した。</p> <p>調査時期は平成26年6月から12月。調査対象者は20名であり、職層等は、校長2名、副校長2名、主幹教諭1名、主幹養護教諭1名、主任教諭3名、主任養護教諭4名、教諭3名、養護教諭1名、産休代替養護教諭1名、スクールソーシャルワーカー1名、スクールカウンセラー1名である。</p> <p>研究2では、都内A市の公立中学校4校に在籍する第3学年692名に、無記名による自記式質問紙調査を実施した。</p> <p>調査期間は、平成27年1月から2月。質問紙調査の主な内容は「過去一年間の学校での病気・けが・相談ごとの経験」「過去一年間の保健室利用状況」「保健室及び養護教諭に対する認識」「保健室来室許可証活用に対する認識」「生徒の教員に対する信頼感」「保健室に対する評価」で、すべて4件法で回答を求めた。これらの分析には、SPSS Statistics22を使用し、統計有意水準は5%未満とした。</p> <p>研究調査の実施にあたっては、東京学芸大学研究倫理審査委員会の承認を得た。</p>

<p>Ⅲ 研究の結果</p>	<p>研究1では、M-GTA法による分析から、57の概念を生成し、それらを16のサブカテゴリーにまとめ、さらに六つのカテゴリーに統合した。「来室許可証」活用の認識プロセスは、【中学校の荒れのプロセス】に始まり、【生徒と教員の信頼関係のなさ】が【中学校の荒れのプロセス】に影響を与えていた。さらに、【中学校の荒れのプロセス】は【問題を抱える保健室経営】に影響を与えていた。</p> <p>研究2では、「来室許可証」の有無と実際の保健室の利用について、Mann-WhitneyのU検定を行った結果、有意差のあった項目は、男子では、「何となく利用したかったから」(p=0.020)「ほっとしたかったから」(p=0.005)の2つの項目で、「来室許可証」の活用あり群が活用なし群に比べ有意に高く、「身長・体重・視力などの計測のため」(p=0.047)は活用あり群が活用なし群に比べ有意に低い結果であった。</p> <p>次に、生徒の保健室や養護教諭への認識について「体調が悪くなった時、気軽に保健室に行ける」「悩み事があった時、気軽に保健室に行ける」「保健室の先生は信頼できる」などの11項目について、因子分析を行い、尺度化し、t検定を行った結果、男子では「来室のしやすさ」因子得点(p=0.003)、及び「相談のしやすさ」因子得点(p=0.015)で、活用あり群は活用なし群に比べ有意に低くなっていた。</p> <p>「養護教諭への信頼」因子得点に有意な差は示されなかった。女子においては、3因子得点とも有意な差は示されなかった。</p> <p>実際に「来室許可証」活用群に「来室許可証」発行に関する質問をした結果、男子では、けがや体調不良の理由で保健室を利用したい時に「来室許可証」を気軽に発行してもらうことができるかという質問でさえも40～50%の生徒が「全くそう思わない」「あまりそう思わない」と回答した。「体の悩み」「いじめにあった時」などの相談ごとや、計測での利用の場合では、60～70%の生徒が「全くそう思わない」「あまりそう思わない」と回答した。教員に抵抗なく発行してもらえるのかを質問している項目では、35～45%の生徒が「全くそう思わない」「あまりそう思わない」と回答した。女子の結果もほぼ同じような結果であった。</p> <p>次に、保健室への評価として、「あなたが心身ともに健康で過ごすために中学校の保健室があってよかったと思いますか」という質問では、Mann-WhitneyのU検定を行った結果、男子では、活用あり群が活用なし群に比べ有意に低くなっていた(p=0.044)。女子には有意な差は示されなかった。</p> <p>一般化線型モデルにより「教員に対する信頼感」の関連因子を検討したところ、関連要因は認められなかったが、「養護教諭に対する信頼感」の関連因子を検討したところ「来室許可証」活用の有無が関連しており(p=0.022)、「来室許可証」活用によって「養護教諭に対する信頼感」が低くなることが明らかになった。</p>
<p>Ⅳ 考察</p>	<p>教員に来室理由を述べる「来室許可証」はどのような理由であっても気軽に発行してもらえるものではなく、特に相談ごとの場合はより一層発行のしにくさを認識しているなど、とりわけ近年、保健室への期待が高まっている相談活動に弊害を与えている可能性がある。「来室許可証」活用は、発行する役割を負う教員ではなく、養護教諭に対する信頼感を低くしていた。「被援助体験」が生徒の教師に対する信頼感のきっかけとなることが明らかになっていることから、「来室許可証」の活用が養護教諭からの「被援助体験」の機会を減らし、信頼感の構築を阻害している可能性が考えられる。活動の中心が保健室である養護教諭にとっては、保健室での日常的な関わりを通して生徒に寄り添い、深く関わりながら信頼関係を築いていくことが重要であると考えられる。</p>